

計画見本

説明

洪水時の避難確保計画

【施設番号： 010001】

【施設名： 危機管理】

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 作成

【連絡先：025-000-0000 / 担当者：〇〇】

・施設番号、施設名、作成年月日、連絡先、担当者名を記載してください。

※施設番号は、対象施設へ送付している計画作成依頼文に添付の個別データをご確認ください。

（施設によっては、別の方法でご確認いただく場合があります。）

※同一敷地内に施設等が併設している場合は、合同の計画として作成する場合は施設番号・施設名を全て記載してください。

様式編 目 次

市町村に提出

| | | | |
|---|------------------|---|--------|
| 1 | 計画の目的 | 1 | } 様式 1 |
| 2 | 計画の報告 | 1 | |
| 3 | 計画の適用範囲 | 1 | |
| 4 | 施設周辺の避難地図 | 2 | 様式 2 |
| 5 | 防災体制 | 3 | 様式 3 |
| 6 | 情報収集・伝達 | 4 | 様式 4 |
| 7 | 避難誘導 | 5 | 様式 5 |
| 8 | 避難の確保を図るための施設の整備 | 6 | 様式 6 |
| 9 | 防災教育及び訓練の実施 | 7 | 様式 7 |

・新潟市提出項目の確認をして
ください。（項目 1～9）

個人情報等を含むため適切に管理 ※市町村への提出は不要

| | | |
|----|------------------|----|
| 10 | 防災教育及び訓練の年間計画作成例 | 8 |
| 11 | 施設利用者緊急連絡先一覧表 | 9 |
| 12 | 緊急連絡網 | 10 |
| 13 | 外部機関等への緊急連絡先一覧表 | 10 |
| 14 | 対応別避難誘導方法一覧表 | 11 |
| 15 | 防災体制一覧表 | 12 |

・各施設保管用として項目の確
認をしてください。（項目 10
～15）

自衛水防組織を設置する場合のみ作成・提出

| | | |
|------|-----------------|----|
| 参考 | 自衛水防組織の業務に関する事項 | 13 |
| 別添 | 「自衛水防組織活動要領（案）」 | 14 |
| 別表 1 | 「自衛水防組織の編成と任務」 | 15 |
| 別表 2 | 「自衛水防組織装備品リスト」 | 15 |

・自衛水防組織を設置する場合
のみ、作成し新潟市へ提出とな
ります。項目の確認をしてくだ
さい。（項目 15, 16, 別表
1, 2）

様式 1

1 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

| 人 数 | | | |
|-------------|-----------|---------|-------------|
| 平日 | | 休日 | |
| 利用者 | 施設職員 | 利用者 | 施設職員 |
| 昼間 13 名 | 昼間 1 名 | 昼間 名 | 昼間 名 |
| 夜間 3 名 | 夜間 1 名 | 夜間 名 | 夜間 名 |
| 建物階数（使用階） | | | 1 階 |
| 全河川（浸水） | | | 0.5～3.0 m未満 |
| 自衛水防組織設置の有無 | | | 有 無 |

【事前休業の判断】

大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画的な運休が予定される場合、通所（学）を臨時休業（校）とする。

または午前8時の時点で、新潟市に以下のいずれかが発令されている場合は、通所（学）を臨時休業（校）とする。

- ・大雨警報又は特別警報
- ・洪水警報

1 計画の目的

見本を参考に記載してください。

2 計画の報告

見本を参考に記載してください。

3 計画の適用範囲

見本を参考に記載してください。

【施設の状況】

・昼間、夜間、休日の利用者数記載してください。夜勤体制がある場合夜間人数を記載してください。

・建物階数を記載してください。

・「全河川（浸水）」については、対象施設へ送付している計画作成依頼文に添付の個別データを参照し、全河川の「浸水深」を記載してください。

（施設によっては別の方法でご確認いただく場合があります。）

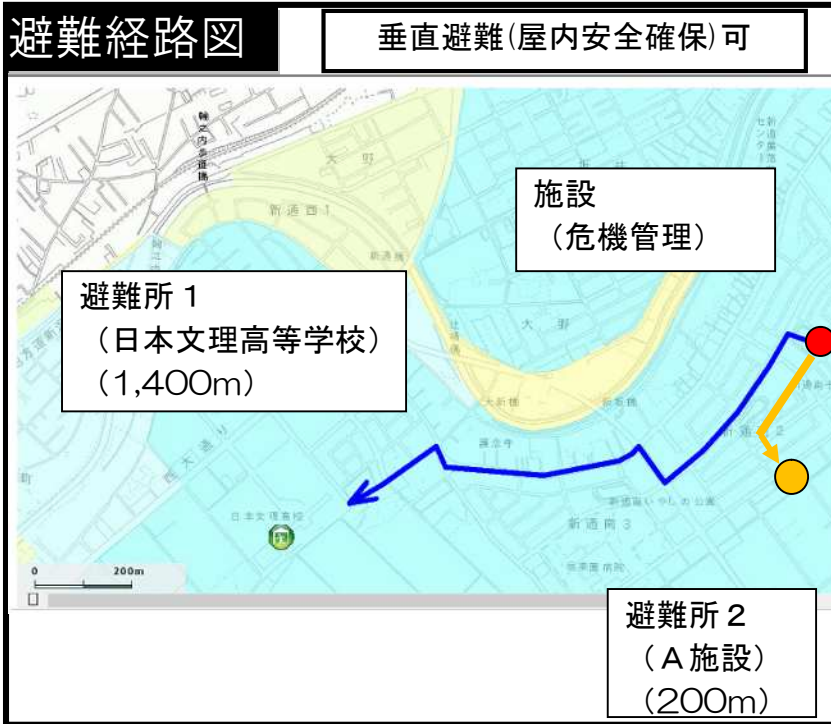
・自衛水防組織設置の有無を選択してください。

※自衛水防組織：各施設の従業員等により組織し、あらかじめ定める計画に基づき、施設利用者等の避難誘導や施設への浸水防止活動を行うものです。設置は施設の任意で義務はありません。

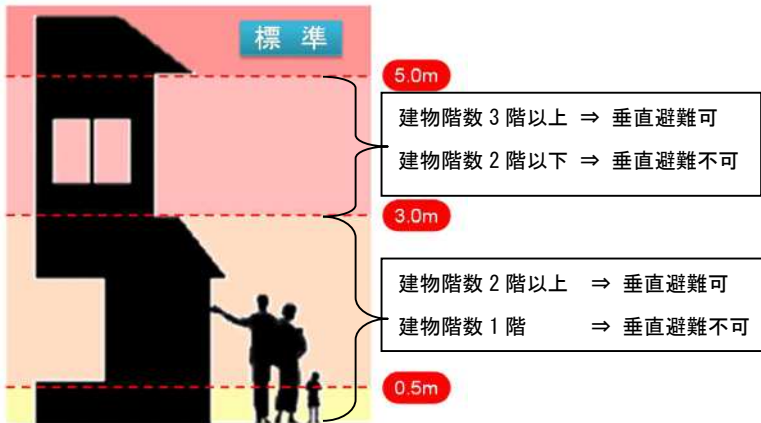
様式 2

4 施設周辺の避難経路図

洪水時の避難場所は、洪水ハザードマップの想定浸水域および浸水深から、以下の場所とする。



②参照図



<ハザードマップの入手方法>

- 新潟地図情報サービス (にいがた eマップ) からダウンロード (※詳細は、「(参考) にいがた eマップの操作方法について」を参照)
- 新潟市ホームページの洪水ハザードマップをダウンロード
洪水ハザードマップ【参考リンク先】
http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/jyogesuido/gesui/shinsuihazado/hazard_map.html
- 市役所または区役所にあるハザードマップをコピー
新潟市役所 3 階 (危機管理防災局 危機対策課), 各区役所 (地域) 総務課にてコピーが可能です。避難経路等に関する問い合わせもこちらでお受けします。

4 施設周辺の避難経路図

(1) 屋内安全確保の可否

洪水災害において、以下の条件を満たす場合は避難所へ避難するのではなく、屋内安全確保 (施設上層階への避難) が可能です。まず以下の項目を確認の上で、屋内安全確保の可否を確認してください。

<確認方法>

下記の条件①～③をすべて満たす場合、屋内安全確保可能となります。屋内安全確保が可能であり、避難方法として屋内安全確保を選択した施設は避難経路の作成は不要です。

- ① 建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがない
- ② 浸水深と比較し垂直避難が可能な建物階数である (※左図を参照)
 - ・浸水深 0.5m 未満, 0.5～3.0m 未満の場合、建物階数が 2 階以上であれば可能
 - ・浸水深 3.0～5.0m 未満の場合、建物階数が 3 階以上であれば可能
- ③ 「施設上層階の収容人数」 > 「避難者数」であること

避難所等への避難

避難所等の他施設へ避難を行う場合は、下記の I～III の手順で避難経路図を作成してください。

I. ハザードマップの入手

左記の方法でハザードマップを入手してください。

II. 避難可能な避難所の決定

施設周辺の浸水深、及び避難所の対象災害を確認し、避難可能な避難所を決めてください。

確認方法は eマップやハザードマップから避難所の階数を確認することができます。

また新潟市地域防災計画資料編からも確認することができます。【参考リンク先】

(<http://www.city.niigata.lg.jp/shisei/seisaku/seisaku/keikaku/kikikanri/chiikibosai/>)

III. 入手したハザードマップ (地図) を貼り付けし、以下内容を記載してください。

<記載内容>

- 貴施設名
- 避難先の施設名
- 避難経路 (浸水深が浅く、移動に時間がかからないルートを選択してください)
- 避難経路の距離

5 防災体制

連絡体制及び対策本部は、以下のとおり設置する。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

| 体制確立の判断時期 | 体制 | 活動内容 | 対応要員 |
|---|---------------|--|----------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報（浸水害）発表 ・洪水警報発表 | 注意体制確立 | <ul style="list-style-type: none"> ・洪水・気象予報等の情報収集 | 情報収集伝達要員 |
| ○○地域に【警戒レベル3】高齢者等避難の発令 ※【警戒レベル3】高齢者等避難の発令がされず【警戒レベル4】避難指示が発令された場合は速やかに非常体制確立を行う。 | 警戒体制確立 | <ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者の避難誘導 | 避難誘導要員 |
| ○○地域に【警戒レベル4】避難指示の発令 | 非常体制確立 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設内全体の避難誘導 | 避難誘導要員 |

5 避難体制

見本を参考に記載してください。

「体制」・「活動内容」・「対応要員」を決めてください。

※大雨警報（浸水害）：気象庁が大雨による重大な浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。

※【警戒レベル3】高齢者等避難：避難に時間を要する方（ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等）とその支援者は避難を開始しましょう。その他の人は避難の準備を整えましょう。

※【警戒レベル4】避難指示：災害発生の可能性が高まっています。速やかに避難所へ避難しましょう。外出することで危険性が高まる場合は屋内のより安全な場所へ避難しましょう。

様式 4

6 情報収集・伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

| 収集する情報 | 収集方法 |
|-------------|---|
| 気象情報 | テレビ・ラジオ・新潟市気象情報サイト 新潟地方気象台ホームページ |
| 高齢者等避難、避難指示 | 緊急速報メール・テレビ・ラジオ 新潟市災害情報ホームページ にいがた防災メール 新潟市危機管理防災局 twitter |

(2) 情報伝達

- ① 「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。

6 情報収集・伝達

(1) 情報収集

各情報収集手段で取得できる情報は、以下のとおりとなります。(※複数の手段での情報取得を推奨します。)

<情報伝達手段⇒**取得情報**>

・テレビ・ラジオ・新潟気象情報サイト・新潟地方気象台ホームページなど⇒**気象情報**
・緊急速報メール・テレビ・ラジオ・新潟市災害情報ホームページ・にいがた防災メール・新潟市危機管理防災局 twitter など⇒**避難情報**

情報伝達手段の詳細については、ホームページをご覧ください。

【にいがた防災メール】

- 登録サイト（PC）
<https://service.sugumail.com/niigata/member/>
- 登録サイト（携帯）
<https://service.sugumail.com/niigata/>
（以下 QR コードから登録できます。）



(2) 情報伝達は見本を参考に記載してください。

様式 5

7 避難誘導

避難誘導については、次のとおり行う。

(1) 避難場所

避難場所は下表のとおりとする。また、悪天候の中の避難や、夜間の避難は危険もともなうことから、施設における想定浸水深が浅く、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがない場合、屋内安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

(2) 避難経路

避難場所までの避難経路については、「別紙1 避難経路図」のとおりとする。

(3) 避難誘導

避難場所までの移動距離及び移動手段は、以下のとおりとする。

| | 名 称 | 移動距離 又は 避難階 | 移動手段 |
|------------|----------|-------------------|---|
| 避難場所 1 | 日本文理高等学校 | (1,400)m | <input checked="" type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 車両 ()台 |
| 避難場所 2 | A施設 | (200)m | <input checked="" type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 車両 ()台 |
| 屋内安全 確保 | 本施設 | (2)階 | <input checked="" type="checkbox"/> エレベーター <input type="checkbox"/> スロープ |

7 避難誘導

・垂直避難（屋内安全確保）の場合は、(1)～(3)の記載は不要です。

表の屋内安全確保の欄に何階へ避難するかのみ記載してください。

・避難場所等へ避難する場合は、見本の(1)～(3)を参考に記載してください。

また表の避難場所の欄についても記載してください。

様式 6

8 避難の確保を図るための資器材の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

8 避難の確保を図るための資器材の整備

見本を参考に必要な資器材等をチェックしてください。

避難確保資器材一覧

| 備 蓄 品 | |
|----------|--|
| 情報収集・伝達 | <input checked="" type="checkbox"/> テレビ <input checked="" type="checkbox"/> ラジオ <input checked="" type="checkbox"/> タブレット <input checked="" type="checkbox"/> ファックス <input checked="" type="checkbox"/> 携帯電話 <input checked="" type="checkbox"/> 懐中電灯 <input checked="" type="checkbox"/> 電池 <input checked="" type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー |
| 避難誘導 | <input checked="" type="checkbox"/> 名簿（従業員、施設利用者） <input checked="" type="checkbox"/> 案内旗 <input checked="" type="checkbox"/> タブレット <input checked="" type="checkbox"/> 携帯電話 <input checked="" type="checkbox"/> 懐中電灯 <input checked="" type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input checked="" type="checkbox"/> 電池式照明器具 <input checked="" type="checkbox"/> 電池 <input checked="" type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー <input checked="" type="checkbox"/> ライフジャケット <input checked="" type="checkbox"/> 蛍光塗料 |
| 施設内の一時避難 | <input checked="" type="checkbox"/> 水（1人あたり 9ℓ） <input checked="" type="checkbox"/> 食料（1人あたり 9食分） <input checked="" type="checkbox"/> 寝具 <input checked="" type="checkbox"/> 防寒具 |
| 高齢者 | <input checked="" type="checkbox"/> おむつ・おしりふき |
| 障害者 | <input checked="" type="checkbox"/> 常備薬 |
| 乳幼児 | <input checked="" type="checkbox"/> おむつ・おしりふき <input checked="" type="checkbox"/> おやつ <input checked="" type="checkbox"/> おんぶひも |
| その他 | <input checked="" type="checkbox"/> ウェットティッシュ <input checked="" type="checkbox"/> ゴミ袋 <input checked="" type="checkbox"/> タオル <input checked="" type="checkbox"/> （ ） |

浸水を防ぐための対策

土のう、止水板

様式 7

9 防災教育及び訓練の実施

- ・毎年4月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- ・毎年5月に全従業員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- ・その他、年間の教育及び訓練計画を毎年4月に作成する。

9 防災教育及び訓練の実施

見本を参考に研修・訓練の実施予定を記載してください。

※避難確保計画に基づき年に1度以上訓練を行うことは義務付けられており、報告義務がありますので、ご報告をお願いします。

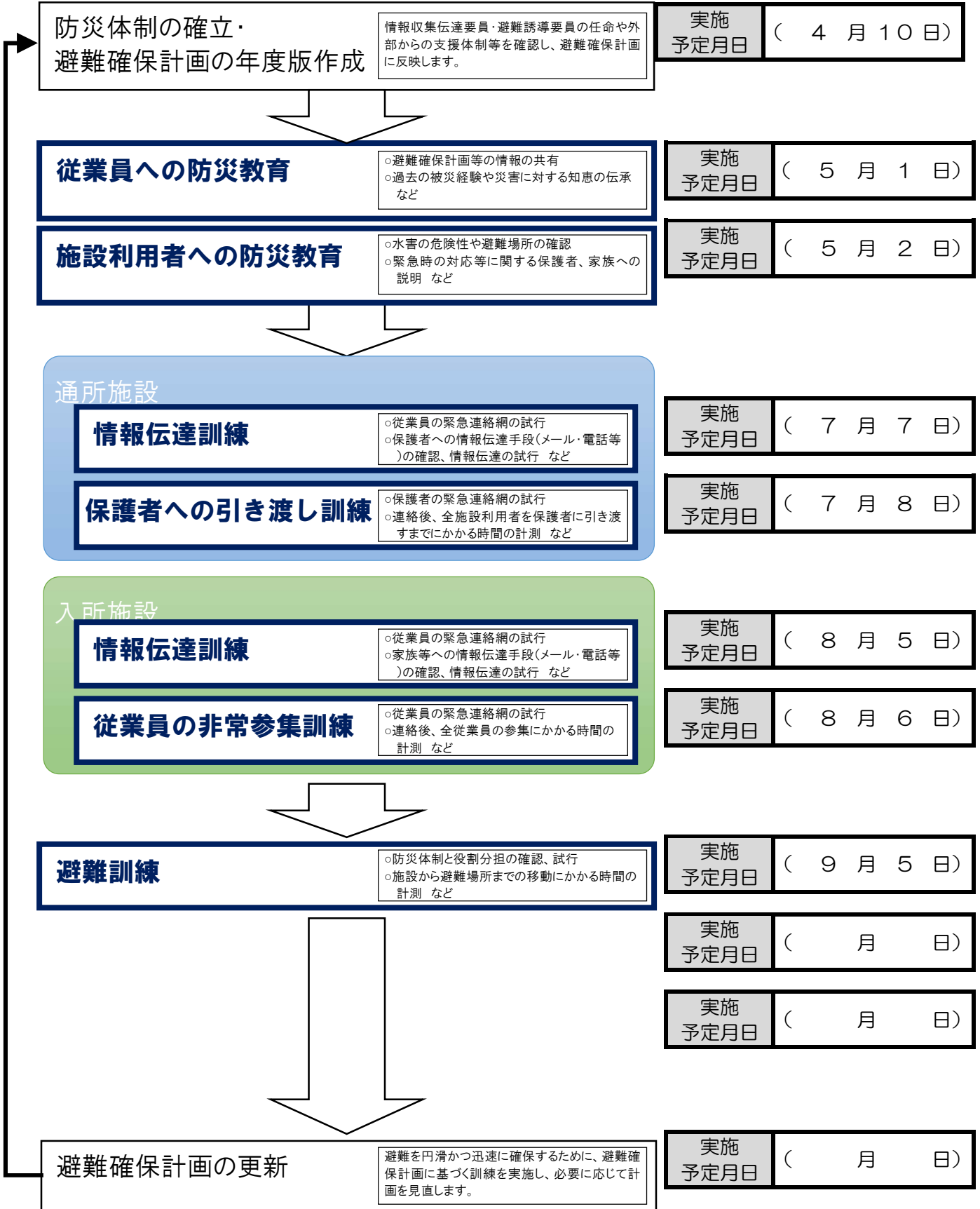
最後に

この計画を作成・提出することによって洪水・土砂災害の体制が万全になるということではありません。この計画作成を機に、避難経路の複数確保や情報収集の強化等を図り、より充実した避難確保計画の作成を進めていただきますようお願いいたします。

新潟市への提出は不要

10 防災教育及び訓練の年間計画

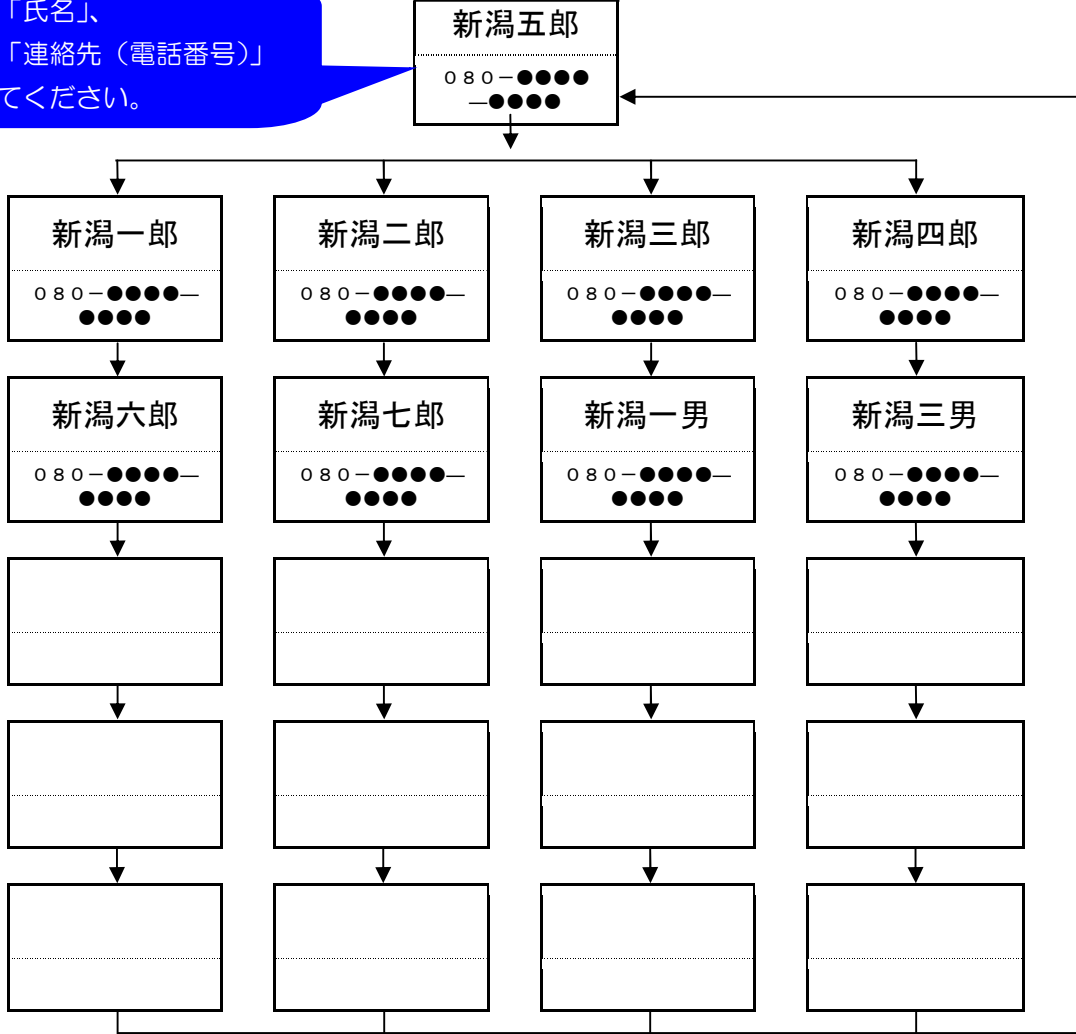
各施設での年間計画を記載します。
実施予定月日は、記入例です



新潟市への提出は不要

12 緊急連絡網

上段に「氏名」、
下段に「連絡先（電話番号）」
を入れてください。



13 外部機関等への緊急連絡先一覧表 記入例

| 連絡先 | 担当部署 | 担当者氏名 | 電話番号 | 連絡可能時間 | 備考 |
|-----------|----------|-------|---------------|--------|----|
| 新潟市（所管担当） | 新潟市〇〇課 | 新潟 一郎 | 025-●●●●-●●●● | 5分 | |
| 消防署 | 新潟市〇〇消防署 | 古町 一郎 | 025-●●●●-●●●● | 5分 | |
| 警察署 | 新潟市〇〇警察署 | 西堀 一郎 | 025-●●●●-●●●● | 5分 | |
| 避難誘導等の支援者 | | 本町 一郎 | 025-●●●●-●●●● | 5分 | |
| 医療機関 | 新潟市〇〇病院 | 東堀 一郎 | 025-●●●●-●●●● | 5分 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

13 外部機関等への緊急連絡先等は、新潟市、消防署、警察署のHPを参照し担当部署、電話番号、連絡可能時間等を記入する。なお施設で外部機関等への緊急連絡先一覧表を作成済みの場合は、代用できる。

新潟市への提出は不要

15 防災体制一覧表 記入例

統括管理者（古町 一郎）（代行者）

| | 担当者 | 役割 |
|--------------|--|--|
| 情報収集 伝達要員 | 班長（古町 一郎） | <input type="checkbox"/> 館内放送等による避難の呼び掛け |
| | 班員（ 3 ）名 ・ 古町 三郎 ・ 西堀 一郎 ・ 本町 二郎 ・ | <input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡 |

| | 担当者 | 役割 |
|------------|--|---------------------------------------|
| 避難誘導 要員 | 班長（万代 一郎） | <input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 |
| | 班員（ 2 ）名 ・ 東堀 一郎 ・ 白山 一郎 ・ ・ | <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認 |

自衛水防組織を設置する場合は新潟市への資料提出が義務となります。
設置されない場合は提出不要です。

参考 自衛水防組織の業務に関する事項

※自衛水防組織を設置する場合には、項目10を参考に加筆・修正してください。
また、あわせて別添、別表1・2を作成してください。

- (1) 別添「自衛水防組織活動要領（案）」に基づき自衛水防組織を設置する。
- (2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
 - ① 毎年4月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。
 - ② 毎年5月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- (3) 自衛水防組織の報告
自衛水防組織を組織または変更をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

（自衛水防組織の編成）

第1条 管理権限者（※1）は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者（※2）を置く。

（1）統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

（2）統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

（1）班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

（2）各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

（3）防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

（自衛水防組織の運用）

第2条 管理権限者は、従業員等の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

（自衛水防組織の装備）

第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

（1）自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

（2）自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

（自衛水防組織の活動）

第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

別表1 「自衛水防組織の編成と任務」

避難
自衛水防組織を設置する場合のみ作成

管理権限者 () (代行者)

| | 役職及び氏名 | 任 務 |
|------------|----------|--|
| 総括・ 情報班 | 班長 () | <input type="checkbox"/> 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、 情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による避難の呼び掛け <input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡 |
| | 班員 () 名 | |
| | ・ | |
| | ・ | |
| | ・ | |
| 避難 誘導班 | 班長 () | <input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認 |
| | 班員 () 名 | |
| | ・ | |
| | ・ | |
| | ・ | |

別表2 「自衛水防組織装備品リスト」

| 任 務 | 装 備 品 |
|--------|---|
| 総括・情報班 | 名簿（従業員、利用者等） 情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 照明器具（懐中電灯、投光機等） |
| 避難誘導班 | 名簿（従業員、利用者等） 誘導の標識（案内旗等） 情報収集及び伝達機器 （タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 懐中電灯 携帯用拡声器 誘導用ライフジャケット 蛍光塗料 |